

# 【ワシントン条約附属書】

ワシントン条約では、野生動植物の保護のため、絶滅のおそれのある動植物の国際取引を規制しており、取引規制の対象となるこれらの動植物を条約附属書に掲載しています。

附属書の改正は、附属書Ⅰ及びⅡについては、原則として約3年毎に開催される締約国会議において検討が行われることとなっています。また、附属書Ⅲについては、随時各国が提出できることとなっています。

第19回締約国会議（COP19：2022年11月、パナマシティ（パナマ共和国））で採択された附属書の改正等は、2023年2月23日から発効しました。

本稿ではこの改正を踏まえた条約附属書の全体を掲載（2023年2月23日更新）しております。加えて、7#3、#4(e)、#7、#10及び#18の和訳の一部修正並びに7#に（※）で記した日本管理当局が付した補足説明の適正化（2025年3月4日更新）、5並びに7#15(d)及び(e)の和訳の適正化（2025年6月23日）をしています。一般的和名及び一般的英名、7#における（※）の補足説明等については、専ら参考のために記載しています。

疑義が生じた場合は[ワシントン条約事務局の附属書ウェブページ](#)に掲載されている原文（英文）を照合するものとします。

## 附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲ

### 角 羊 矛 尺

- この附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに記載する名称は、(a)種の名称又は(b)種よりも大きな分類群に属する若しくは種よりも大きな分類群のうちで特定された一部に属するすべての種を意味する名称である。
- 略号「spp.」は、種よりも大きな分類群に属するすべての種を示すために用いる。
- 種よりも大きな分類群であって2の略号「spp.」が付されている分類群以外の分類群は、専ら参考又は分類のために記載する。科の科学的名称の下に記載された俗名は、参照用に過ぎない。これらの俗名の記載は、当該科に属する種であって附属書に含まれるものを示すことを意図しており、多くの場合において、当該科に属するすべての種を示すものではない。
- 次の略号は、植物の分類群で種よりも小さなものを示すために用いる。
  - 「ssp.」は、亜種を示す。
  - 「var(s).」は、変種を示す。
- 附属書Ⅰに掲げる植物の種又は種よりも上位の分類群に（条約第3条の規定に従って取り扱うべきとの）注釈が付されていないため、これらの一又は二以上の種又は種よりも上位の分類群から人工的に繁殖させた交配種は、人工繁殖であることの証明書を付して取引することができるものとし、また、これらの交配種の種子及び花粉（花粉塊を含む。）、切花並びに試験管の中で作成された実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたものは、この条約の適用を受けない。
- 附属書Ⅲに掲げる種に付されている国名は、当該種を同附属書に掲げるよう提案した締約国の国名である。
- 附属書Ⅰ、Ⅱ又はⅢに種を加える場合、生死の別を問わず、動物又は植物の全体が含まれる。さらに、附属書Ⅲに掲載される動物種及び附属書Ⅱ又はⅢに掲載される植物種については、特定の部分と派生物のみが含まれることを示す符号「#」及び数字を付した注釈が付されていない限り、種の全ての部分と派生物が同じ附属書に含まれる。附属書Ⅱ又はⅢに含まれる種又は種よりも大きな分類群に付されている符号「#」及び数字は、第1条(b)(ii)又は(iii)の規定に従い、この条約の規定の適用を受ける「標本」として指定されている動物又は植物の一部又は派生物を明記する脚注を指す。

#1 次のものを除くすべての個体の部分及び派生物

- (a) 種子、孢子及び花粉（花粉塊を含む。）
- (b) 試験管の中で作成された実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの
- (c) 人工的に繁殖させた植物の切り花
- (d) 人工的に繁殖させたヴァニルラ属（バニラ： *Vanilla*）の果実並びにその部分及び派生物
- #2 次のものを除くすべての固体の部分及び派生物
  - (a) 種子及び花粉
  - (b) 包装された小売取引用に準備された完成品
- #3 根の全体、薄く切られた根及び根の一部（一部及び派生物を利用した、粉末、錠剤、抽出物、強壮剤、茶やお菓子類等の加工品を除く。）
- #4 次のものを除くすべての個体の部分及び派生物
  - (a) 種子（ラン科の種子の鞘を含む）、孢子及び花粉（花粉塊を含む）。ただし、メキシコから輸出されたサボテン科（*Cactaceae* spp.）の種子並びにマダガスカルから輸出されたベカリオフォイクス・マダガスカリエンスィス（*Beccariophoenix madagascariensis*）及びネオデュプシス・デカリユイ（*Dypsisis decaryi*）の種子は、この除外の適用を受けない。  
（※バニラビーンズの「乾燥させた種子の鞘（種子含む）」又は乾燥後に鞘の中の種子部分のみをそぎ取って鞘が含まれない種子のみの状態や、サボテンの種子から抽出した油は、#4の(a)に該当するため、規制対象外）
  - (b) 試験管中で作成された実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの
  - (c) 人工的に繁殖させた植物の切り花（※条約適用の除外は「切り花」に限定されているため、ランの花びらの抽出物等、切り花以外の標本は規制対象）
  - (d) 帰化したか又は人工的に繁殖させたラン科ヴァニルラ属（バニラ： *Vanilla*）及びサボテン科（*Cactaceae* spp.）の果実並びにその部分及び派生物
  - (e) 帰化したか又は人工的に繁殖させたサボテン科（*Cactaceae*）オープンティア属（*Opuntia*）オープンティア亜属（*Opuntia*）及びセレンケレウス属（*Selenicereus*）の茎及び花並びにこれらの部分及び派生物
  - (f) 包装され、かつ、小売取引用に準備されたアロイ・フェロクス（*Aloe ferox*）及びエウフォルビア・アンティスュフィリティカ（*Euphorbia antisiphilitica*）の完成品
  - (g) 人工的に繁殖させたシラン（*Bletilla striata*）、キュクノケス・コオペリ（*Cynoches cooper*）、オニノヤガラ（*Gastrodia elata*）、ファラエノプシス・アマビリス（*Phalaenopsis amabilis*）、又はファラエノプシス・ロビイ（*Phalaenopsis.lobbii*）の部分及び派生物を含む、包装され、かつ、小売取引用に準備された化粧品の完成品。
- #5 丸太、製材品及び薄板（※製品として完成されているものは規制対象外）
- #6 丸太、製材品、薄板及び合板（※製品として完成されているものは規制対象外）
- #7 丸太、木材チップ、粉末及び抽出物（※製品として完成されているものは規制対象外）
- #8 地中にある部分（例えば、根、根茎）の全体、一部及び粉末
- #9 次のものを除くすべての個体の部分及び派生物  
「ボツワナ、ナミビア及び南アフリカ間の合意に基づき、ボツワナ、ナミビア及び南アフリカの関連の条約管理当局間で合意された条件の下、規制された収穫及び生産を通じて得られたフーディア（*Hoodia* spp.）から生産されたもの」のラベルの付された個体の部分及び派生物
- #10 完成した楽器、完成した楽器の付属品及び完成した楽器の部品の再輸出を除く、全ての部分、派生物及び製品（※条約適用の除外は再輸出される完成した楽器、完成した楽器の付属品及び完成した楽器の部品に限定されている）
- #11 丸太、製材品、薄板、合板、粉末並びに抽出物。香料を含め、原料として抽出物が含まれている完成品はこの注釈に含まれるとはみなさない。
- #12 丸太、製材品、薄板、合板及び抽出物。香料を含め、原料として抽出物が含まれている完成品は、この注釈に含まれるとはみなさない。
- #13 仁（いわゆる胚乳等）及びその派生物（包装され、かつ、小売取引用に準備された完成品を除く。）
- #14 次のものを除くすべての個体の部分及び派生物
  - (a) 種子及び花粉
  - (b) 試験管中で作成された実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの
  - (c) 果実
  - (d) 葉
  - (e) あらゆる形態に粉を圧縮させたものを含む、油分をほとんど含まないアガーウッドの粉
  - (f) 包装された小売取引用に準備された完成品。ただし、この免除は木材チップ、ビーズ、数珠および彫刻品には適用しない。
- #15 次のものを除く全ての個体の部分及び派生物
  - (a) 葉、花、花粉、果実及び種子
  - (b) 掲載された種の木材の重さが、船積当たり最大十キログラムまでの完成品
  - (c) 完成した楽器、楽器の部品及び付属品
  - (d) ダルベルギア・コキンキネンシス（*Dalbergia cochinchinensis*）の部分及び派生物については、注釈#4が適用される（※#4の(a)～(c)に該当する部位は規制対象外。#15(a)～(c)、(e)は考慮しない）

(e)メキシコ原産であり、かつメキシコから輸出されるダルベルギア属 (*Dalbergia* spp.)の部分及び派生物については、注釈#6 が適用される(※#6 に該当する場合は規制対象。#15(a)~(d)は考慮しない)

#16 種子、果実及び油

#17 丸太、製材品、薄板、合板及び転換された木材

#18 卵以外の部分及び派生物を除く(※条約適用は個体及び卵)

8 この附属書の注釈において使用される用語及び表現は、次のとおり定義される。

#### 抽出物 (エキス)

製造方法に関わらず、物理的又は化学的手段によって植物素材から直接的に得られた全ての物質。抽出物は、固体(クリスタル、樹脂、微細な又は粗雑な粒子を含む。)、半固体(ガム、ワックスを含む。 ) 又は液体(溶液、顔料、油及び精油を含む。 ) である。

#### 完成した楽器

楽器(WCO(世界税関機構)の関税番号第九十二類に規定する楽器、その部分品及び付属品)は、演奏できる状態のもの又は演奏を可能とするために部品の取付けのみが必要なものをいう。楽器にはアンティークの楽器(関税番号九十七・〇五及び九十七・〇六に規定する美術品、収集品及びアンティークをいう。 ) が含まれる。

#### 完成した楽器の付属品

楽器の付属品(WCO(世界税関機構)の関税番号第九十二類に規定する楽器、その部分品及び付属品)は、楽器とは別個で楽器に使用し、及び明確に楽器に付随して使用するために特別に設計され、形成されており、並びに使用に当たり更に手を加えることがないもの。

#### 完成した楽器の部品

楽器の部品(WCO(世界税関機構)の関税番号第九十二類に規定する楽器、その部分品及び付属品)は、楽器へ取付けることができ、明確に楽器に付随して使用するために特別に設計され、形成されており、演奏を可能とするもの。

#### 包装され、かつ、小売取引用に準備された完成品

一般公衆への売却又は一般公衆による使用に適した状態で最終使用又は小売取引用に包装され、ラベルが付され、更なる処理が不要な、単独で又は大量に出荷された製品

#### 粉末 (パウダー)

乾燥した微細な又は粗雑な粒子の形態の物質

#### 船積

コンテナ、小包の数量にかかわらず、単一の船荷証券又は航空運送状により輸送される貨物又は身に着け運搬し、若しくは個人荷物に含まれる荷物。

#### 船積当たり十キログラム

「船積当たり十キログラム」という用語について、十キロの制限は貨物の品目の中に含まれるダルベルギア種 (*Dalbergia*) 又はグイボウルティア種 (*Guibourtia*) の個別の種(注釈されたもの)の木材の重量を示すと解釈される。十キロの制限は、貨物の各品目に含まれる個別の種(注釈が付されたもの)の木材の部分についての個別の重量のみが査定され、貨物の総重量は査定されない。個別の種(注釈が付されたもの)の総重量については、個別の種(注釈が付されたもの)に対して条約に規定する許可証又は証明書が必要か否かを判断するために個別に検討し、及び異なる個別の種(注釈が付されたもの)の重量は、合計しない。

#### 転換された木材

関税番号四十四・〇九で規定されるさねはぎ加工、溝付け、リベート、面取り、V字型目地、ビーズ、成形、研磨その他これらに類する加工をそのいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし、又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。

#### 木材チップ

小さい破片になった木材